

戸田市笹目南町町会会則

(名称と事務所)

第 1 条 本会は笹目南町町会と称し、事務所を町会長宅に置く。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 笹目南町内に居住する世帯（正会員）
2. 町内の工場、営業所、事務所等（賛助会員）

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互が力を合わせ助け合い、福利の増進、環境整備を通して町会の発展に努力すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 文化の向上に関する事。
2. 福利厚生に関する事。
3. 環境改善に関する事。
4. 保健衛生に関する事。
5. 防犯、防災に関する事。
6. その他この会の目的達成に必要なこと。

(役 員)

第 5 条 本会には、次の役員・理事を置く。

1. 町 会 長 1 名
2. 副町会長 2 名
3. 会 計 2 名
4. 会計監査 2 名
5. 委嘱役員 若干名
6. 組 長
7. 班 長

第 6 条 1. 必要に応じて相談役を置く事が出来る。

2. 相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 町会長は本会を代表し、会務を総理する。又、笹目南町会館の館長を兼務する。
2. 副町会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の会計に当たる。
4. 会計監査は本会の会計事務を監査し、総会に報告する。
5. 理事は理事会を構成し、会務を審議、決定する。
6. 組長は町会長と班長との連絡調整に当たる。
7. 班長は担当班を代表し、班務を統括し、組長及び町会長との連絡調整に当たる。

第 8 条 役員の出選は次の通りとする。

1. 第 5 条 1～5 の役員は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。
2. 班長は、各班に於いて選出し、組長は各組班長の互選による。

第 9 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 第 5 条 1～5 の役員の仕事は 2 年とする。同項 6～7 の役員は 1 年とする。但し、相互の再任は妨げない。任期満了後においても後任者が決定するまではその任に当たる。
2. 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(専 門 部)

第 10 条 本会の運営を円滑ならしめるため、次の専門部を置く。

1. 総務部 2. 文化部 3. 厚生部 4. 環境部 5. 衛生部 6. 女性部

第 11 条 各専門部の仕事は次の事項に関する事を中心に行う。

1. 総務部 会全体の総括、調整、庶務、他の部に属さない事。
2. 文化部 地区内の文化的諸行事など。
3. 厚生部 会員の親睦、会員の福利厚生など。
4. 環境部 地区内の住みよい環境づくり、防犯、公害防止など。
5. 衛生部 衛生自治会の業務。
6. 女性部 文化活動・各専門部の事業への協力。

- 附則第12条 各専門部の構成及び選出方法は次の通りとする。
1. 各専門部は、部長、副部長、部員によって構成し、任期は1年とする。
 2. 部員は班長及び委嘱した役員を以て組織する。
班長及び委嘱役員は協議の上いずれかの部に属さなければならない。
 3. 各専門部の部長、副部長は、町会長が部員の中から委嘱し総会に報告する。
但し、衛生部長は衛生自治会長を兼務する。
- (会 議)
- 第13条 本会の会議は、総会、理事会、役員会等とし、次の通り行う。
1. 総会は、毎年年度始めに会長が招集し、予算、決算、事業計画、その他会則の定める事項を審議決定する。
町会長がその必要と認めたとき、会員の2分の1以上の要求があったときは臨時総会を招集しなければならない。
 2. 理事会は、総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて町会長が招集し、重要事項を審議決定する。
 3. 役員会は、第5条1～3項の役員と各専門部の部長で構成し、町会長の諮問事項を審議し、指示事項の処理に当たる。
又、笹目南町会館の運営委員となり運営に当たる。
 4. 専門部会、班会議、その他上記以外の会議は関係者の合意の基に開く事が出来る。
但し、招集者は、あらかじめ町会長の承認を得なければならない。
- 第14条 会議の議長は、町会長または町会長の指名した者がこれに当たる。
但し、前条第4項の場合は出席者の中から選ばれた者が議長となる。
- 第15条 会議の議決は出席者の過半数の賛成による。
可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (経 費)
- 第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をこれに充てる。
- 第17条 会費は、会員となった月から脱会した月分迄納入しなければならない。
1. 正会員 月額200円
 2. 賛助会員 月額500円(1口)
- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。
- (そ の 他)
- 第19条 この会則の改正は、総会の議決を経なければならない。
- 第20条 この会則の実施の為に必要な細則は、理事会に於いてこれを定める。
- 附則 この会則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 附則 この会則は、昭和51年4月29日から施行する。
- 附則 この会則は、昭和58年5月12日から施行する。
- 附則 この会則は、平成11年5月22日から施行する。
- 附則 この会則は、平成13年5月19日から施行する。
- 附則 この会則は、平成17年5月14日から施行する。
- 附則 この会則は、平成18年5月13日から施行する。
- 附則 この会則は、平成25年5月11日から施行する。
- 附則 この会則は、令和7年4月26日から施行する。

自主防災組織

備えあれば憂いなし

地震そのものを防ぐことは出来ないが、地震災害は私達の普段の心構えと、準備によって最小限におさえる事が出来ると思います。

戸田市各町会には、万一に備えて自主防災組織が出来ており、いつでも活動出来るように、町会長を先頭に各町会は訓練を重ねております。

笹目南町町会の防災組織は下記の通りです。

